

特定非営利活動法人設立認証通知書

横浜市金沢区片吹5番5号

馬場 久雄 様

横浜市長 林 文子



平成22年12月9日に申請のありました特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法第12条第1項の規定により、認証します。

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人港南歴史協議会
代表者の氏名	馬場 久雄
主たる事務所の所在地	横浜市港南区日野南五丁目13番12号
定款に記載された目的	港南区にゆかりのある方をはじめとする一般市民に対して、地域文化財の保存と普及・継承等の、郷土史に関わる事業を行い、もって郷土を愛する新しいまちづくりに寄与する事。
定款に記載された特定非営利活動の種類	1 まちづくりの推進を図る活動 2 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
定款に記載された事業の種類	1 特定非営利活動に係る事業の種類 (1) 郷土史文化遺産の調査研究事業 (2) 郷土史文化遺産の維持管理事業 (3) 郷土史文化遺産の情報発信と普及事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(注意) 特定非営利活動法人は、この通知の日から2週間以内に法人設立の登記をすることによって成立します。

登記をしたときは、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した「設立(合併)登記完了届出書」(第4号様式)及び閲覧の用に供する書類(定款、登記事項証明書の写し及び成立の時の財産目録)を、登記完了後、遅滞なく、横浜市長に提出してください。